

ねむろ果実酒特区

都道府県名：	北海道	
申請主体名：	根室市	
区域の範囲：	根室市の全域	
特区の概要：	<p>近年、本市の主要産業である漁業や農業を取り巻く環境が厳しさを増すなか、新たな産業の創出が急務であり、冷涼な気候を生かした醸造用ぶどうの栽培が進められている。</p> <p>そこで、特例措置を活用し果実酒製造に参入し易い環境を整えることで、地元産ぶどうを原料とした付加価値の高い商品の開発を促し、交流人口の増加や新たな雇用創出などの地域経済の活性化をはじめ、耕作放棄地の未然防止や農業就業人口の増加など地域農業の振興を図るものである。</p>	
適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特産酒類の製造事業 	



冷涼な気候を活かした果樹栽培
(ぶどう畑)



ラムサール条約登録湿地
「風連湖・春国岱」